

大都市圏地方団体の財政の現状と展望

—— 分権化の推進と市場規律による財政再建 ——

〔要 旨〕

1. 90年代以降の地方財政悪化の特徴の一つは、大都市圏に属する地方団体(大都市圏の都府県や政令指定都市、以下同じ)の財政悪化が顕著となったことである。大都市圏では、歳入面でウェイトの大きい地方税収が法人関係税収を中心に大きく落ち込む一方で、歳出面では、80年代後半から90年代初めにかけて増発された地方債の償還負担(公債費)の増加や人件費の高止まり傾向などから、歳出削減が十分に進まず財政悪化を招いた。これに対し、地方圏の団体では、歳入のなかで比較的大きなウェイトを占める地方交付税が安定的に増加したことなどから、財政悪化の度合いは大都市圏に比べて小さかった。
2. 東京都や大阪府など財政悪化が顕著な地方団体は、98～99年度に財政再建策を策定し以後実施している。その進捗状況は、個別団体によって状況は異なるが、全体としてみれば、現在までのところおおむね計画に沿ったものであり、実質収支赤字は縮小傾向にある。しかし、デフレ経済下、今後の税収の推移等によっては計画の見直しを迫られる可能性もある。
3. 都道府県は、警察や産業振興といった広域の見地から行う事務が中心であり、市町村は、消防や社会福祉、保健・衛生関連事務など住民の生活にかかわりの深い事務が中心である。このうち、政令指定都市では、市町村に配分されている事務に加え、都市計画や社会福祉、保健・衛生関連等の分野で都道府県が行う事務が取扱い可能となっている。こうした事務配分や人口集積地域としての特徴から、大都市圏の都府県の歳出は、都道府県全体に比べて、警察費や教育費のシェアが高い一方で、土木費や産業振興関連経費(農林水産業費や商工費など)のシェアが低い。大都市圏の政令指定都市の歳出は、市町村全体に比べて、民生費や扶助費などの社会福祉関連費や下水道や住宅、公共交通などの事業(地方公営企業)にかかる繰出金や貸付金などのシェアが高いといった特徴がある。
4. 大都市圏の地方団体の財政悪化を70年代と比べると、デフレ経済の下で地方税収が低迷を続け、歳出削減がこれに追いつかないといった傾向がみられる。今回落ち込みが大きかった法人関係税収(特に法人事業税)については、税収の安定化を図るためにも外形標準課税の早期定着化が望まれる。一方、歳出面では、地方税収低迷などの歳入面の変化に伸縮的に対応するため、歳出の硬直性を打破し、組織や制度を柔構造化していくことが必要である。公共サービス分野でのNPOの多面的活用などのほか、水道や交通などの地方公営企業や地方公社等が行う事業では、その事業の必要性や将来性などを踏まえて、事業の在り方を不断に見直ししていくことが求められよう。
5. 大都市圏の地方団体の財政再建には、財政収支を自動的に均衡化させる仕組みを制度化していくことが望ましい。そのための方策としては、個別事業に対する政策評価実施の制度化、受益と負担の対応関係を明確化するための地方分権の一層の推進と税源移譲などの地方税財政制度の改革、地方債市場におけるチェック機能の活用などが重要と思われる。

目 次

はじめに

1．大都市圏地方団体の財政の現状

- (1) 90年代に悪化した大都市圏地方団体の財政
- (2) 財政再建策の策定とその進捗状況

2．大都市圏の地方団体の機能と財政の特徴

- (1) 地方団体の事務権限と歳出面の特徴

- (2) 地方団体間の地域差が財政に与える影響

3．大都市圏地方団体の財政再建の方向

- (1) 70年代後半の地方財政悪化と今回の違い
- (2) デフレ経済下の財政再建の方向

はじめに

1990年代になって、国の財政とともに地方公共団体（以下「地方団体」という）の財政が悪化した。90年代以降の地方団体の財政（以下「地方財政」という）悪化の特徴として、大都市圏の地方団体の財政悪化が際立っていたことがあげられる。98年に東京都や神奈川県、愛知県、大阪府など三大都市圏の中心都府県が相次いで財政危機宣言を出すにおよんで、この点が浮き彫りになった。

これらの地方団体では、98～99年度にかけて財政再建計画が策定され、以後実施されているが、その進捗状況はこれまでのところおおむね計画に近い形で推移している。しかし、デフレ経済下、今後の税収の動向等によっては、再建計画の見直しを迫られる可能性もある。

本稿は、大都市圏の地方団体の財政について、90年代以降の財政悪化と財政再建計画策定後の進捗状況を分析するとともに、現行の行政事務配分や人口集積地域であること

などに起因する財政上の特徴を踏まえて、今後の財政再建の方向を考察したものである。

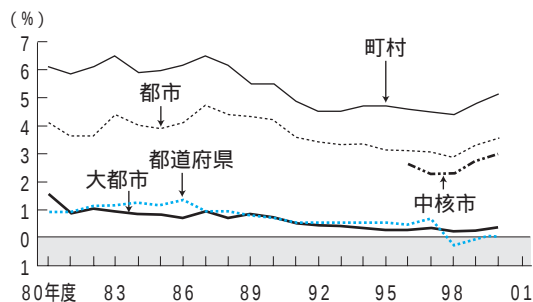
1．大都市圏地方団体の財政の現状

(1) 90年代に悪化した大都市圏地方団体の財政

はじめに述べたように、90年代以降の地方財政悪化の特徴の一つは、大都市圏に属する地方団体（大都市圏の都府県や政令指定都市、以下同じ）の財政悪化が顕著となったことである。

地方財政の指標として使われる実質収支比率^(注1)や経常収支比率^(注2)を地方団体別にみると、実質収支比率は、90年代に各地方団体とも低下傾向にあったが、都道府県が98年度にマイナス（実質収支が赤字）となり、大都市も90年代後半にはゼロ近くまで低下したのに対し、大都市以外の都市や町村は90年代後半以降も3～5%程度の水準を維持している（第1図）。経常収支比率は、80年代後半に低下した後、90年代に上昇したが、90年代の上昇幅は、都道府県と大都市

第1図 地方団体別実質収支比率の推移



資料 総務省編『地方財政白書』資料編(統計)

(注) 実質収支比率 = 実質収支 / 標準財政規模

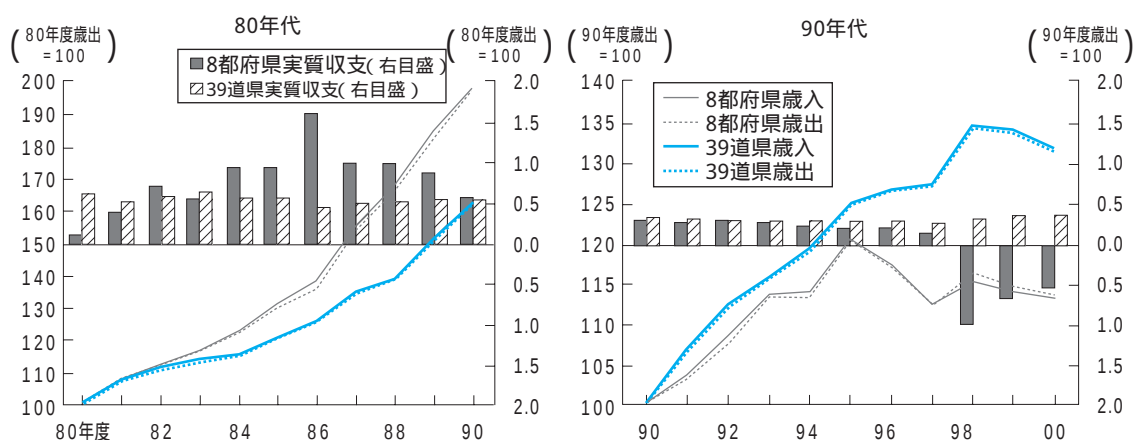
が大きく、大都市以外の都市や町村はこれらの団体に比べると小幅にとどまっている。^(注3)

これら以外の指標も含めて地方団体の財政を総合的に勘案すると、90年代の地方財政悪化は、基礎的自治体である市町村よりは広域的自治体である都道府県の悪化が顕著であり、基礎的自治体では町村よりは都市が、都市のなかでは中小都市よりは大都市の悪化が際立っている。また、都道府県を大都市圏の都道府県(三大都市圏に属する東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、京都、大

^(注4)
阪、兵庫の8都府県、以下同じ)と大都市圏以外の都道府県(上記8都府県以外の39道県)に分けて考えると、後でも述べるように、実質収支は前者の8都府県が98年度に大幅赤字に転落し、その後も赤字を続けているのに対し、後者の39道県は90年代以降も黒字がほぼ横ばい傾向で推移しており、都道府県の財政悪化には大都市圏の8都府県の財政悪化が大きく影響していることがわかる(第2図 90年代)。

大都市圏では人口や企業が集積し経済活動も活発であり、大都市圏の地方団体は本来財政的に豊かなはずである。豊かなはずの地方団体の財政がなぜ財政危機宣言を出すまでに悪化したのだろうか。以下では、前記の8都府県と、この8都府県に所在する7政令指定都市(横浜市、川崎市、千葉市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市の7市、以下同じ)と特別区(東京23区)の財政の分析を通じてその原因を整理する。

第2図 大都市圏(8都府県)とその他地域(39道県)の都道府県の歳入 歳出 実質収支

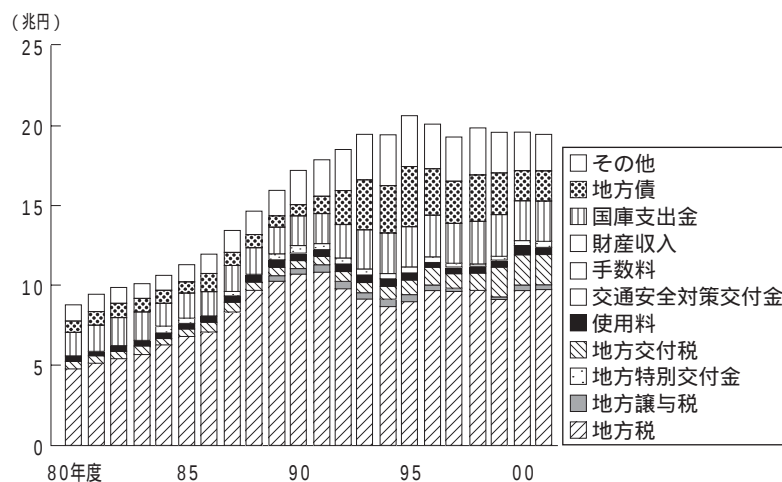


資料 地方財務協会「地方財政統計年報」

(注) 1. 歳入は歳入総額から翌年度への繰越財源を控除したもの、実質収支(右目盛)は歳入 - 歳出。

2. 80年代は80年度の歳出を100とする指数、90年代は90年度の歳出を100とする指数。

第3図 三大都市圏の8都府県の歳入の推移



資料 地方財務協会「地方財政統計年報」各団体資料

a. 大都市圏の都府県の財政悪化の要因

第2図は、大都市圏の8都府県とその他地域の39道県の歳入（歳入総額から翌年度への繰越財源を控除したもの）^{（注5）}と歳出、実質収支の推移を80年代と90年代に分けてみたものである。80年代では、80年代半ばごろから大都市圏の8都府県の歳入の伸びが高く、歳出がこれに続いて、39道県の歳入歳出との格差が広がった。実質収支も、8都府県の方が39道県より黒字幅が大きかった（第2図 80年代）。しかし、90年代になると、8都府県は歳入歳出ともに伸びが低下し、96年度以降は減少に転じたのに対し、39道県は歳入歳出とも増加傾向が続いた。8都府県では98年度以降歳入が歳出を下回り、実質収支が赤字に転落した（第2図 90年代）。

8都府県の実質収支が90年代に悪化したのは、歳入の伸びの鈍化に対して歳出抑制がこれに追いつか

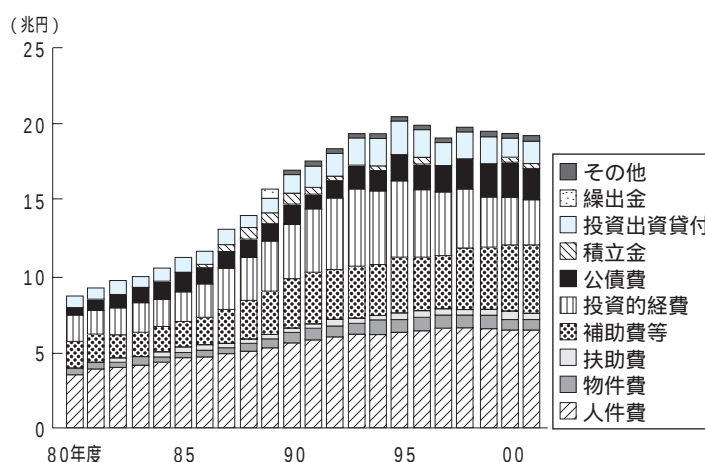
なかったためであり、歳入の伸びの鈍化は、92年度以降地方税収が大きく落ち込んだことによる（第3図）。地方債収入も90年代後半に減少しているが、これは歳出面での公共事業の削減に見合うもので、収支的にはあまり影響はない。

地方税収の落ち込みは、長引く景気の低迷や景気対策としての減税政策の影響

で、事業税なかでも法人事業税が大きく減少するとともに、個人や法人の都道府県民税が伸び悩み、都道府県民税（利子割）も金利低下による預貯金利子の減少で低下したことなどによるものである。地方消費税が97年度に導入されたが、これらを埋め合わせるには至っていない。

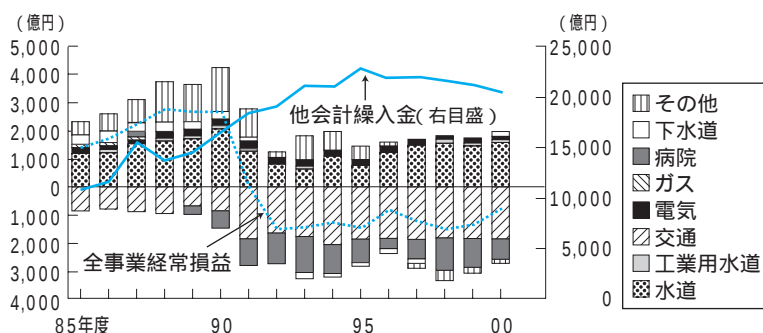
一方、歳出面では、第4図のように、公共事業が80年代後半から90年代前半にかけて大きく増加し、その資金調達のために発

第4図 三大都市圏の8都府県の歳出の推移



資料 第3図に同じ

第5図 地方公営企業(法適用)の事業別経常損益と他会計繰入金



資料 総務省『地方財政白書』(資料編統計)
 (注)1. 他会計繰入金は普通会計等からの繰入金
 2. 地方公営企業法適用企業のみ

行された地方債残高が積み上がった。公共事業費は90年代半ば以降減少に転じたものの、発行された地方債の元利償還金である公債費が増えて公共事業費減少分を相殺している。このほか、補助費等が増加しており、人件費や物件費も横ばい傾向である。補助費等は各種交付金(地方消費税交付金や特別区財政調整交付金など)のほか、地方公営企業への補助・負担金や各種補助金など(注7)であるが、公営交通や公立病院などの地方公営企業の収支が90年代になって悪化傾向にあり、一般会計からの補助・負担金などが増えている(第5図)。また、地方団体が出資する地方公社や第三セクターなどの経営が悪化し、補助費等のほか出資金や貸付金の増加などの形で財政の負担となっているケースもみられる(注8)。以上のような状況から、歳出全体の削減があまり進まず、前記のように、8都府県の実質収支は98年度以降赤字に転落した。

これに対して、地方圏に属する

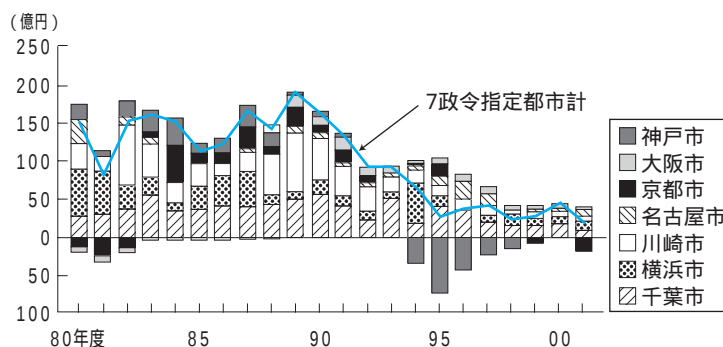
39道県では、90年代後半以降も歳入が大都市圏ほど落ち込んでいない(前掲第2図90年代)。これは法人事業税など法人関係税収のウェイトが大都市圏の8都府県ほど高くないため、地方税収の落ち込みが比較的小さいほか、歳入の2～3割を占める地方交付税が安定的に増加した

(注9)ためである。また、歳出面でも、公共事業費がシェア自体は大きいものの、80年代後半から90年代初めにかけての伸びは大都市圏の地方団体ほど大きくはなく、歳出全体の伸びが歳入の伸びの範囲に抑制され、この結果、実質収支は90年代以降も黒字がほぼ横ばい傾向で推移している(前掲第2図90年代)。

b. 大都市(政令指定都市や特別区)の財政悪化の要因

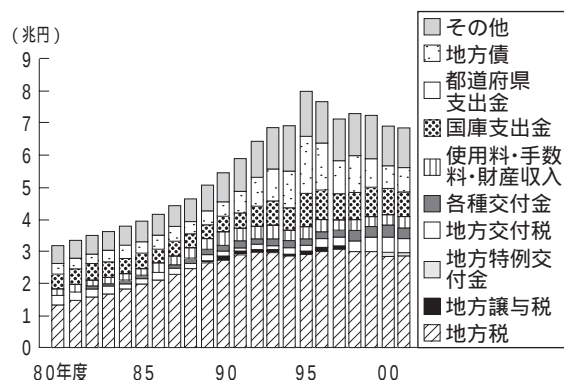
大都市圏の都府県ほどではないが、大都市圏に所在する政令指定都市や特別区の財政も悪化傾向にある。第6図は三大都市圏

第6図 三大都市圏の7政令指定都市の実質収支



資料 第3図に同じ

第7図 三大都市圏の7政令指定都市の歳入



資料 第3図に同じ

所在7政令指定都市の実質収支の推移である。80年代には京都市や大阪市を除いてある程度の黒字を計上していたが、90年代になって黒字幅は次第に縮小し、94年度以降98年度まで神戸市が震災の影響で赤字に転落したほか、京都市も99、01年度と赤字を計上している。特別区(東京23区)^(注10)の実質収支は黒字を続けているものの、90年代になって黒字幅が縮小している。

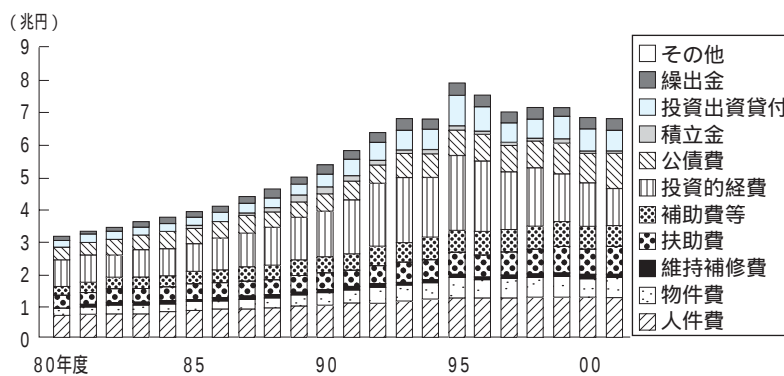
これらの7政令指定都市や特別区の財政悪化の原因も、基本的には8都府県の場合と同じである。すなわち、歳入面では、80年代を通じて増加傾向にあった地方税収が93年度から頭打ち傾向となったことである(第7図)。

この要因としては法人市民税の落ち込みが大きい、個人市民税も景気低迷による所得の伸び悩みや減税政策によって94年度以降頭打ち傾向となった。こうしたなかで、固定資産税のウェイトが増加している(7政令指定都市

の地方税収に占めるシェアは90年度の31%から01年度には43%へ上昇)。大都市圏の政令指定都市の財政が、悪化はしたものの都道府県ほどではなかったのは、歳入のかなりの部分を占める地方税収が、都道府県では法人事業税などを中心に大きく落ち込んだのに対して、政令指定都市では落ち込みが小さかったからであり、それには税収が比較的安定している固定資産税などのシェアが大きかったことが影響している。

歳出面では、前記8都府県の場合と同様に、80年代後半から90年代前半に増加した投資的経費が、90年代後半以降大きく減少したものの、公共事業の資金調達のために過去に発行された地方債の元利償還金に相当する公債費が増加し、公共事業の減少分を相殺している。また、社会保障関係費である扶助費が増加傾向にあるほか、ごみ処理などの外部委託の増加などにより物件費も増えている。人件費も横ばい傾向で、補助費等や投資出資貸付金、繰出金も増加ないしは横ばい傾向にあり、これらが歳出全体の圧縮を妨げている(第8図)。補助費等

第8図 三大都市圏の7政令指定都市の歳出



資料 第3図に同じ

や出資金、貸付金、繰出金などの増加は、地方公営企業や地方公社、第三セクター等の業績不振で一般会計からの拠出が増えて^(注11)いるためである(前掲第5図)。

(注1) 実質収支は、形式収支(歳入—歳出)から翌年度に繰越すべき財源を控除したもので、当該年度までの収支の累積を示す。実質収支には、公共事業のための地方債発行収入等が含まれているため、これらを除いた経常的項目の収支を比率にしたものが経常収支比率(経常経費充当一般財源/経常一般財源総額)であり、80%以下が健全性の目安とされている。なお、これらの指標を算出する基となる地方団体の財政数値は普通会計(公営企業会計やその他の事業会計を除く会計)のものであり、第1章で分析している財政数値もすべて普通会計のものである。

(注2) ここでいう大都市とは、地方自治法第252条の19第12項の指定都市をいう。現在12都市が存在するが、以下で分析する7政令指定都市もすべてこれに該当する。

(注3) 80年代以降経常収支比率が最も低下した89年度と直近の2000年度を比べると、経常収支比率の上昇幅は都道府県と大都市が各々19.3ポイント(以下同じ)、19.6と大きいのに対し、都市と町村は13.8、12.9と比較的小幅にとどまった。また、2000年度の水準も、都道府県と大都市が89.3%、89.4%であるのに対し、都市と町村は84.5%、80.1%と都道府県や大都市に比べれば低い水準にある。

(注4) 三大都市圏といった場合、東海圏では岐阜県や三重県、近畿圏では奈良県や滋賀県なども含まれるが、本稿では人口集積地域の8都府県にしぼり、これらの県は除いている。

(注5) 歳入について、歳入総額から翌年度への繰越財源を控除したのは、実質収支に一致させるため。

(注6) 80年代後半から90年代前半にかけての公共事業の増加は大都市圏で顕著であり、85年度の投資的経費の金額を100とした場合、95年度には8都府県が259、7政令指定都市+特別区が239まで増加したのに対し、39道県は198、都市は147、町村は177の水準にとどまった。大都市圏地方団体の投資的経費の増加が突出しているのは、都市再開発や各種公共建築物等の増加がその背景にある。

(注7) 地方公営企業とは、地方団体が自ら営む収益事業(対価を得て財貨・サービスの提供を行う)のことをいい、水道や交通、病院事業などがある。事業ごとに特別の会計が設けられ、企業会計方式で経理される。地方公営企業に対しては、

一般会計から補助・負担金や出資金、貸付金などの形で資金援助が行われる。地方団体が営む事業であることから、地方自治関係の法律(地方自治法など)が適用されるが、大多数の地方公営企業については地方公営企業法が適用され、組織や財務について規制を受ける(これを法適用企業といい、地方公営企業法の適用を受けないものを法非適用企業という)。それぞれの地方団体がどのような地方公営企業を営んでいるかについては、おおむねその地方団体の役割に依拠しており、たとえば、水道事業の場合は、上下水道は基礎的自治体である市町村が主体であるが、工業用水道などは広域的自治体である都道府県が主体である。なお、第5図は地方公営企業(法適用)全体の数値であるが、事業規模では大都市圏の地方団体が経営する地方公営企業のシェアが圧倒的に大きいものと思われる。

(注8) 地方公社や第三セクターは、地方団体が出資している法人であり、地方団体自らが経営する地方公営企業とは異なる。地方公社は地方団体の100%出資の事業体で、土地開発公社や住宅供給公社などがある。第三セクターは民間企業と地方団体の共同出資による事業体で、リゾート法などを背景にバブル期に積極的に設立され、その後経営が悪化して繰越損失などを抱えているところも多い。地方公社や第三セクターには、地方団体の一般会計から出資金や貸付金などの形で資金が拠出される。

(注9) 大都市圏以外の地方団体の財政が大都市圏に比べて悪化の程度が少ないのは、地方交付税が増加したことが大きい。この間交付税特会には赤字が累積しており、交付税特会の赤字によって大都市圏以外の地方団体の財政が支えられていたといえることができる。

(注10) 特別区(東京23区)は、地方自治法では特別地方公共団体として市に準ずるものとされているが、東京都と特別区の関係は、東京都以外の道府県と市町村の関係とはやや異なる。たとえば、行政事務面では、通常市町村の事務とされる消防やごみ処理などは都の事務とされており、一方、地方税の徴収では、区民税(法人分)や固定資産税、都市計画税などは都税として徴収される。

(注11) たとえば、大阪市の場合、90年代になって特別会計への繰出金が増加しているが、これらは交通や下水道などの地方公営企業に対する負担金や出資金などである。また、大阪市が出資しているアジア太平洋トレードセンター(株)、大阪ワールドトレードセンタービルディング(株)大阪シティドームなどの外郭団体の経営が悪化しており、将来の財政負担となる懸念もある。

（２）財政再建策の策定とその進捗状況

以上のように、90年代になって大都市圏の地方団体の財政が悪化し、98年度には東京都や神奈川県、愛知県、大阪府などの三大都市圏の中心的な都府県が、相次いで財政危機宣言を出すに至った。これらの都府県では98、99年度にかけて財政再建策を策定し以後実施している。こうした努力もあって、第9図のように、8都府県の実質単年度収支は、2000年度以降黒字に転化している。以下では、8都府県のなかでも規模の大きい東京都と大阪府について、財政再建計画の進捗状況を考察する。

a．東京都の財政再建計画とその進捗状況

東京都の実質収支が赤字に陥ったのは98年度であるが、90年度から財政調整基金や

減債基金の取崩しが始まっており、これらの要素を含む実質単年度収支は第9図のように90年度から赤字となっている。景気の低迷で税収が落ち込む一方、公共事業を中心に歳出の増加が続いたため、財政収支の悪化が進み、96年に「財政健全化計画」が策定され、公共事業の削減や職員定数削減などの歳出抑制策が実施された。しかし、景気後退や減税政策による税収のさらなる落ち込みによって97、98年度に赤字幅が一段と拡大したため、前記のように98年に財政危機宣言が出され、99年には抜本的な財政再建策である「財政再建推進プラン」が策定された（概要は第1表）。

財政再建推進プランは、2000～03年度の4か年にわたる計画で、一定の前提の基に試算された財政収支見通しにおける財源不

第1表 東京都の財政再建推進プランと普通会計決算実績（予算も含む）との対比

（単位 億円）

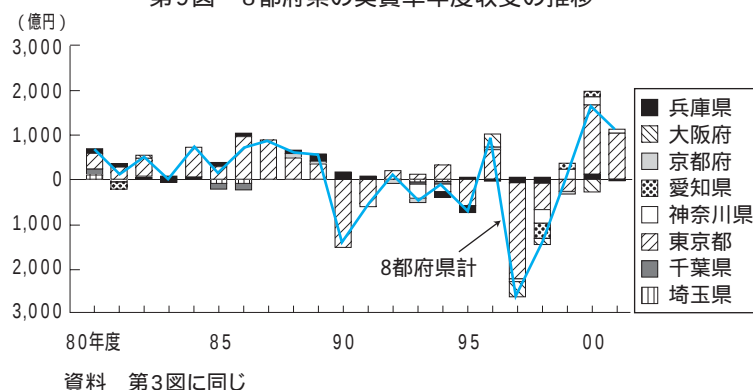
		98年度 (実)	99(実)	00(実)	01(実)	02(計)	03(計)	財政再建推進プラン の内容	目標額	00～02年度 での達成額
歳入総額	実績 差異	65,962 -	65,326 -	65,143 6,343	63,928 4,728	59,078 922	57,295 3,505	内部努力	1,600	1,280
	都税収入	42,563 -	40,259 -	42,690 3,990	43,777 4,677	40,342 442	39,086 1,614	給与関係費削減 管理事務費等削減 管理団体に対する 財政支出見直し	500 600 500	407 400 473
歳出総額	実績 差異	65,736 -	64,957 -	64,278 722	62,234 3,966	59,078 7,822	57,296 9,804	施策の見直し	2,400	2,000
	一般歳出	50,589 -	50,636 -	44,851 5,149	43,599 6,801	43,763 6,837	42,747 8,253	経常経費の見直し 投資的経費の見直し	1,800 600	1,558 441
給与関係 費	実績 差異	18,159 -	18,032 -	16,756 2,144	16,767 2,233	17,656 1,344	17,331 1,869	歳入確保	550	726
	投資的経 費	12,333 -	10,305 -	8,585 515	7,461 1,639	6,236 2,864	6,265 2,835	徴税努力 受益者負担の適正化	400 150	680 46
公債費	実績 差異	5,535 -	5,432 -	7,149 649	6,569 631	5,207 2,293	4,877 2,323	税財政制度の改善	1,750	1,069
								税源移譲等 財政調整措置の廃止	1,500 250	1,000 69
実質収支		1,068	881	678	100	-	-	合 計	6,300	5,075
都税収入 - 歳出総額		23,173	24,698	21,588	18,457	18,736	18,210			
経常収支比率		99.3	104.1	95.6	92.4	-	-			

資料 東京都「財政再建推進プラン」98～2001年度普通会計決算資料「2002、2003年度当初予算資料」

（注）1. 実績欄は98～01年度は決算実績、02、03年度は当初予算数値。

2. 差異は「財政再建推進プラン」の財政収支見通しとの差異である。

第9図 8都府県の実質単年度収支の推移



足額(03年度で6,300億円)を、人員削減等による人件費削減などの内部努力や施策の見直し、^(注13) 税財政制度の改善 などによって埋め合わせる(収支を均衡させる)計画である。東京都によれば、目標額6,300億円のうち00～02年度までの3年間で5,075億円を既に達成している。財政再建策の成果を踏まえた決算数値等の動きは第1表のようになるが、歳出削減は人件費や投資的経費を中心に順調に進んでおり、歳入面での都税収入の増加もあって、00～01年度と実質単年度収支は黒字に転化し(第9図)、実質収支赤字も01年度には100億円まで圧縮された。

このように、現在までのところ、再建計画の進捗状況はおおむね順調といえる。しかし、デフレ経済の下で都税収入が02年度以降再び落ち込むことが予想されることや、想定外の歳出増加要因もあるなど、財政収支の状況は依然厳しく、今後の税収動向によっては再建計画見直しの可能性も出てこよう。

b. 大阪府の財政再建計画とその進捗状況
大阪府では94年度から経常収支比率が

100%を超え、同年から減債基金の取崩しが始まるなど、財政悪化が顕著になった。92年度ごろから法人関連の税収を中心に地方税収が急激に落ち込んだこと、一方で、国の景気対策もあって投資的経費が増加を続けたことや、人件費や公債費などの

義務的経費が増加を続けたことなどが背景にある。こうしたなかで、96年に「財政健全化方策(案)」が策定され、シーリングによる経費圧縮などの歳出削減策が実施された。しかし、長引く景気低迷による地方税収減少などから財政悪化が続いたため、98年に99年からの10年間を対象とする「財政再建プログラム(案)」が策定され、01年にはこれを受け継ぐ形で02年度からの10年間を対象とする「大阪府行財政計画(案)」が策定され実施されている(第2表)。

「大阪府行財政計画(案)」では、単年度の財源不足額を地方交付税等財源対策、大阪府自体の取組みとしての建設事業の重点化やNPO活用などの施策の見直し、人員削減や出資法人改革などによる組織等の再構築、徴税努力等による歳入確保などによって埋め合わせるほか、赤字を続ける「りんくうタウン」などの負の遺産の^(注14) 整理を進め、これらを実施した後の単年度収支(第2表の差引単年度収支)の赤字を、減債基金の取崩しなどによって補填する計画である。

99～01年度の決算実績を98年策定の「財政再建プログラム(案)」に対比すると、府

第2表 大阪府行財政計画（案）における財政収支の見通し

（単位 億円）

	2002年度	03	04	05	06	07	08
単年度財源不足額	5,450	5,400	5,450	5,350	5,450	5,700	5,350
交付税等財源対策	3,800	3,900	4,000	4,050	4,150	4,250	4,300
財源不足額	1,650	1,550	1,450	1,300	1,300	1,450	1,050
府の取組み	310	330	430	480	565	520	590
施策の見直し	45	60	60	75	80	90	95
組織等の再構築	115	145	200	240	265	280	310
歳入確保	150	125	170	165	220	150	185
負の遺産の整理	190	195	120	170	140	130	85
差引単年度収支	1,530	1,365	1,140	990	875	1,060	545
減債基金の活用	1,530	1,365	1,140	990	875	745	810
単年度収支	0	0	0	0	0	315	265

資料 大阪府「大阪府行財政計画（案）」具体的取組編（2001年9月）

- （注）1. 一般財源ベース。
2. 単年度財源不足額は一定の前提の基に見込まれる地方税収等の歳入から各種経費等の歳出を控除したもの。
3. 交付税等財源対策は現行地方税財政制度を前提に見込むことが可能な交付税等の金額を計上したもの。
4. 2009～2011年度は省略。

税収入は当初見通し数値を下回っており、地方交付税等財源対策によって支えられた形となっている^{（注15）}。01年策定の「大阪府行財政計画（案）」における財政収支見通し（第2表）も、地方交付税等財源対策に大きく依存したものであり、今後の地方税財政制度の変更によって影響を受けること、また、東京都の場合と同様に、今後の地方税収についてはデフレの進行などの経済情勢を勘案すると計画値をさらに下回る可能性もあることなどから、財政再建計画の今後については依然厳しいものが予想される。

（注12）実質収支は過去の収支の結果としての繰越金を含んだ収支（累積収支）であるため、当該年度の収支をみるには単年度収支（当年度実質収支—前年度実質収支）や、単年度収支から決算調整的要素（各種基金の積立額から取崩し額を控除したもの等）を除いた実質単年度収支が使われる。

（注13）税財政制度の改善（達成額1,069億円）のなかには、銀行業に対する外形標準課税の導入が含まれている。これについては、東京地裁と東京高裁における判決で東京都が敗訴した。

（注14）大阪府では、「りんくうタウン」や「阪南ス

カイトウン」などの土地造成事業が大量の売れ残りを抱え、赤字を累積している。「大阪府行財政計画（案）」では、今後10年間をかけてこれらの事業の整理を進めることとされている。

（注15）財政再建プログラム（案）における99～01年度の府税収入見通しは、各々12,350億円、12,250億円、12,250億円であるが、決算実績は11,603億円、11,627億円、11,345億円であり、見通し金額を下回った。一方、99～01年度の地方交付税交付額（カッコ内は当初見通し金額）は各々3,050億円（2,650億円）、3,150億円（2,750億円）、2,965億円（2,800億円）となり、府税収入落ち込みのかなりの部分を地方交付税で埋め合わせた（大阪府は92年度までは地方交付税の不交付団体）。

2．大都市圏の地方団体の機能と財政の特徴

（1）地方団体の事務権限と歳出面の特徴

第1章では、大都市圏の地方団体の財政悪化について時系列的にみてきたが、第2章では、地方団体間の事務（民間企業でいえば業務のこと）権限の配分の違いや、地方団

体間の地域差といった観点から，大都市圏地方団体の財政の特徴について考察する。地方団体の歳出は，当然のことながら，その地方団体が行わなければならない事務に付帯するものである。地方団体の財政について評価する場合には，その地方団体に配分されている事務とその事務の遂行にともなう経費の妥当性，その経費を賄うための財源（税収等）の妥当性等について考察する必要がある。

第3表は，都道府県と市町村，市町村のなかの政令指定都市における主要な事務配分の概要を整理したものであるが，一般的に，基礎的自治体である市町村は，住民に身近な公共サービスを提供するための事務を取り扱い，広域的自治体である都道府県は，広域的見地から行うのに適した事務を取り扱うものとされている。

警察は広域的自治体である都道府県の事務であり，消防は基礎的自治体である市町

第3表 主要な事務事業にかかる都道府県と市町村の事務配分と経費の特徴

事務項目		都道府県	市町村	政令指定都市(市町村の事務以外に特別に認められたもの)
警察		都道府県の事務であり，警察行政費として処理される	-	-
消防		-	市町村の事務であり，消防防災行政費として処理される	-
教育		・高等学校の事務 ・盲，聾等特殊学校の事務 ・教員の人的管理，給与支払等の事務(給与の1/2は国庫負担)	・小中学校等義務教育の事務(人事，給与等は都道府県の事務) ・幼稚園の事務	-
土木建設	河川	・一級河川(指定区間)の管理 ・二級河川の管理	準用河川の管理	二級河川(指定区間)の管理
	道路	・指定区間以外の国道の管理 ・都道府県道の管理	市町村道の管理	指定市の区域内における都道府県が行うべき国道及び都道府県道の管理
	都市計画	・都市計画区域の指定 ・都市計画事業の決定等	街路・土地区画整理・下水道・公園事業等都市計画事業の実施	都道府県が処理することとされている事務が処理可能
社会福祉	生活保護	保護施設の認可等	要保護者に対する保護の実施	都道府県が処理することとされている事務が処理可能
	児童福祉	児童相談所の設置等	児童福祉施設の実施等	
	老人福祉	老人福祉施設の設置等	・養護老人ホームへの入所等 ・在宅介護	
	障害者等福祉	身体障害者施設の設置等	身体障害者福祉事業の実施等	
労働行政		労働紛争斡旋，労働教育の実施，能力開発事業の実施等	シルバー人材センターの設置等	-
保健・衛生・環境		保健所の設置等(国が経費の一部を負担)	・健康診断，予防接種等の実施 ・し尿処理施設の設置，ごみ処理施設の設置等	都道府県が処理することとされている事務が処理可能
産業振興		産業基盤整備，産業構造改革等事業の実施，中小企業の指導等	地域の農林漁業者，中小企業に対する指導等	-
一般行政		・議会，各種行政委員会等に関する事務 ・地方団体の内部管理事務	・戸籍，住民基本台帳事務 ・議会，各種行政委員会等の事務 ・地方団体の内部管理事務	-

資料 自治省財政局編『地方財政のしくみとその運営の実態』(地方財務協会，96年) 地方自治法・道路法・河川法等の関係法律を参考に筆者作成

第4表 地方団体別歳出項目シェア（2000年度）

（単位：%）

目的別分類		議会・総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業・商工費	土木費	警察費	消防費	教育費	公債費	各種交付金	その他
	8 都府県 都道府県全体	6.8 6.3	8.4 7.7	3.3 3.1	0.6 0.6	8.3 15.2	16.2 19.1	9.1 6.4	1.1 0.4	24.2 22.6	11.1 11.7	10.3 6.1	0.6 0.8
性質別分類	7 政令都市 市町村全体	8.0 13.7	21.0 20.4	9.9 9.9	0.1 0.4	6.8 8.2	25.1 18.9	- -	2.9 3.4	10.4 11.9	13.4 12.3	- -	2.4 1.1
		人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	投資的経費	公債費	積立金	投資・出資・貸付金	繰出金	その他	
性質別分類	8 都府県 都道府県全体	33.5 29.6	3.4 3.2	0.9 0.8	2.6 2.6	23.0 16.1	16.2 26.4	11.0 11.6	1.2 1.2	7.8 8.1	0.4 0.4	0.0 0.0	
	7 政令都市 市町村全体	18.4 21.5	8.6 11.3	1.5 1.3	11.6 8.9	9.9 9.1	20.8 22.2	13.3 11.8	1.2 2.4	10.1 4.3	4.7 7.0	0.0 0.0	

資料 地方財務協会「地方財政統計年報」

（注16）
村の事務である。教育については、小中学校などの義務教育は市町村の事務であり、高等学校は都道府県の事務であるが、小中学校も含めて教員の人事や給与支払は都道府県の事務であるため、教育費（目的別分類）は第4表のように市町村に比べて都道府県のシェアが高くなる（ただし、義務教育費については教職員給与の半額が国庫負担金として国から支払われる）。また、警察や教育にかかる経費は人件費が大半であるため、都道府県の歳出（性質別分類）では人件費が大きなウェイトを占める。

土木建設に関する事務配分は、たとえば河川や道路、都市計画については前掲第3表のようになっており、歳出科目では土木費（目的別分類）や普通建設事業費といった投資的経費（性質別分類）などに分類される。2000年度においては、これらの経費は都道府県では教育費や人件費に次ぐシェアであり、市町村でも民生費や人件費に匹敵するシェアである。

社会福祉行政では、保護や介護を必要とする住民と接する機会が多い市町村に事務権限が多く配分されており、これらの歳出項目である民生費（目的別分類）や扶助費（性質別分類）は都道府県に比べて市町村のシェアが高い。保健・衛生関係費も同様である。産業振興経費（農林水産業費や商工費）は、市町村に比べて都道府県のシェアが高いが、これらは広域的地域から行うのに適した事務とみなされているためと思われる（第4表）。

（注16）ただし、東京都の場合、消防は特別区ではなく都が行っている（注10を参照）。

（注17）歳出には目的別分類と性質別分類があり、前者は行政項目に対応した分類で、総務費や民生費、土木費、警察費、教育費などの項目がある。後者は経費の経済的性質に対応するもので、人件費や物件費、扶助費、投資的経費などの項目がある。

（2）地方団体間の地域差が財政に

与える影響

大都市圏の地方団体とその他地域の地方

団体における最大の相違点は、人口集積の差である。大都市圏には多数の人口が集積しており、たとえば、大都市圏の8都府県の人口は5,700万人（01年3月末現在の住民基本台帳人口による）で、日本の全人口の45%を占めるのに対し、面積では全国土のわずか9%にすぎない。

地方団体の事務との関連でいえば、人口が集積すると、教育面では児童生徒数が増えて多くの学校や教職員が必要となり、犯罪防止のために警察官数の増加も必要となる。予防接種などの保健事務やごみ処理などの環境面での対策も増え、交通渋滞解消のための道路建設や住宅確保のための公営住宅建設なども必要となろう。このように、人口が集積することで、教育や警察、消防、保健・衛生、社会福祉などの公共サービスの増加が求められ、道路や地下鉄、上下水道などの公共施設整備が必要となり、このための財政需要が高まる。

一方、人口が集積する大都市圏は経済活動が活発であり、企業数も多く、その他地域に比べて所得水準も高い。このため、税財源も豊かであり地方税収額も大きい。

a. 大都市圏地方団体の歳出面の特徴

前掲第4表によって、大都市圏の8都府県の歳出項目シェアを都道府県全体に対比してみると、8都府県は、目的別分類では教育費や警察費、各種交付金のシェアが高い一方で、産業振興にかかる農林水産業費・商工費や土木費のシェアが低い。性質別分類では人件費や補助費等のシェアが高

い一方で、投資的経費のシェアが低い。教育費や警察費は大半が人件費であり、教育費や警察費のシェアが高いことは人件費のシェアの高さにつながり、また、農林水産業費などは農業基盤整備などの公共事業に使われるため、土木費のシェアの低さも加わって投資的経費のシェアの低さをもたらしている。

農林水産業費や土木費のシェアが低いのは、大都市圏では流通業やサービス業などの第三次産業が中心であることや、土木建設では後で述べる政令指定都市が都道府県の事務を行っているため、都道府県の事務負担が軽くなっているためと考えられる。なお、都道府県の補助費等のシェアが高く、なかでも8都府県のシェアが高いのは、各種交付金（地方消費税交付金や東京都の特別区財政調整交付金など）が含まれているためである。

7政令指定都市を市町村全体と比べると、7政令指定都市は、目的別分類では土木費や民生費のシェアが高い一方で、議会費・総務費のシェアが低い。性質別分類では投資・出資・貸付金や扶助費のシェアが高い一方で、人件費や物件費、投資的経費のシェアが低い。政令指定都市では、土木建設分野で都道府県の事務を行っているほか、上下水道や住宅、公営交通（地下鉄など）といった都市型の事業では、地方公営企業や地方公社形態で運営されるケースが多く、これらの事業の施設整備等に関する一般会計からの歳出は目的別分類では土木費となり、性質別分類では出資金や貸付金、

補助費等に分類され、これらの項目のシェアが高くなるものと思われる。また、民生費や扶助費のシェアが高いのは、失業者や一人暮らしの老人などが多いためと考えられる。一方、議会費や総務費のシェアが低いのは、住民一人当たり議員数や一般職員数が市町村全体に比べると少ないことによるものとみられ、これは性質別分類における人件費などのシェアが低いことにつながっているものと推測される(以上第4表)。

以上に述べたように、地方団体の歳出面では、人口集積が進んだ大都市圏の都府県で教育や警察に関する人件費のシェアが高く、政令指定都市では、下水道や住宅、交通などの地方公営企業関連や扶助費など社会保障関連の歳出シェアが高いことに特徴がある。

b. 大都市圏地方団体の歳入面の特徴

第5表は2000年度における地方団体の歳入項目シェアであるが、8都府県を都道府県全体と比較すると、8都府県では地方税のシェアが高く地方交付税のシェアが低い。使用料・手数料・財産収入も8都府県のシェアが高い。大都市圏では流通業やサービス業などの経済活動が活発であり、

住民の所得水準も高く企業数も多いため、税財源が豊富(財政力指数が高い)なことを反映している。また、国庫支出金のシェアも8都府県の方が低い。

次に、大都市圏の7政令指定都市と市町村全体を比べると、7政令指定都市は、地方税のシェアが高く地方交付税のシェアが低いことは8都府県の場合と同様である。一方、国庫支出金のシェアは7政令指定都市のほうが高いが、都道府県支出金も含めて考えれば市町村全体の方が高くなる。

最大の歳入項目である地方税収の内容についてみると、8都府県は都道府県全体に比べて地方消費税や事業税のシェアが高い一方で、自動車税や都道府県民税利子割のシェアが低い。7政令指定都市では、法人市民税や事業所税^(注18)、都市計画税のシェアが高い反面、個人市民税や市町村たばこ税のシェアが低い。最大の税収項目である固定資産税のシェアはほぼ同じである。大都市圏では産業活動が活発であり、企業などの法人が集中していることが、こうした税収内容の違いとなって現れている。

(注18) 人口30万人以上の都市等が都市環境整備などのために事業を行うものに対して課税する税。

第5表 地方団体別歳入項目シェア(2000年度)

(単位 %)

	地方税	地方譲与税	地方特例交付金	地方交付税	各種交付金	使用料・手数料・財産収入	国庫支出金	都道府県支出金	地方債	その他
8都府県 都道府県全体	50.0 32.1	0.1 0.2	1.0 0.5	10.3 21.7	0.1 0.1	3.7 2.6	13.0 17.6	0.0 0.0	9.4 11.5	12.3 13.8
7政令指定都市 市町村全体	41.0 34.3	0.6 0.9	1.4 1.3	7.1 18.9	5.1 6.2	4.9 3.5	11.5 9.0	0.0 4.5	10.8 9.3	17.6 12.1

資料 第4表に同じ

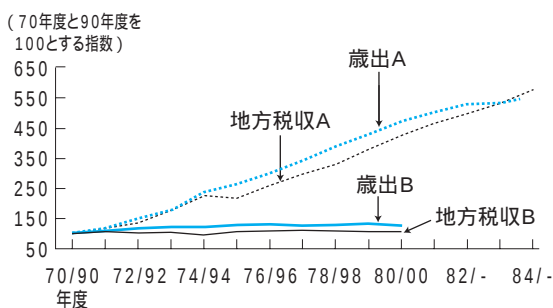
3．大都市圏地方団体の 財政再建の方向

(1) 70年代後半の地方財政悪化と 今回の違い

90年代以降の地方財政悪化は、戦後3度目の地方財政の悪化である。前の2回は戦後の地方制度がスタートした50年代の時期と、高度成長が終焉したあとの70年代後半の時期であった。特に、70年代後半の地方財政悪化は、今回と同様に大都市圏の地方団体の財政悪化に特徴があった。大都市圏では、人口の過密化で住宅不足や交通渋滞、大気汚染などが広がって財政需要が高まる一方、経済成長率の鈍化によって税収が低迷し、その結果、財政収支が悪化した。

70年代の大都市圏地方団体の財政悪化が今回と異なる点は、実質経済成長率が鈍化したとはいえ基本的に右肩上がりの経済は続いており、名目成長率はそれほど低下せず、地方団体の税収や歳出は上昇を続けたことである(第10図)。このため、80年代に

第10図 70年代と90年代の地方税収と歳出の推移



資料 第4表に同じ

(注)1. Aは70年代以降(70～84年度)Bは90年代以降(90～2000年度)。
2. 70年度と90年度の数値を100として指数化。

入って歳出が抑制傾向になってくると、税収の増加もあって財政再建は急速に進んだ。それに対して、90年代特に90年代後半の地方財政悪化が深刻なのは、デフレ経済下で名目成長率がマイナスとなり、地方税収が低迷を続けていることである。このため、歳出を抑制しても税収減に追いつかず、財政赤字からなかなか脱却できない状況が続いている。

(2) デフレ経済下の財政再建の方向

赤字状態にある財政収支を均衡させるには、歳出を削減するか増税等によって歳入を増やすしかない。デフレ経済下で税収が伸び悩むなかで、増税が難しいとすれば、現行税制に基づく税収に見合う水準まで歳出を削減する必要がある。

a．税収の安定化と歳出削減のための組織 や制度の柔構造化

今回の大都市圏地方団体の財政悪化では、政令指定都市に比べて都府県の財政悪化が目立った。これは、都府県では法人事業税など法人関係税収の落ち込みが大きかったのに対し、政令指定都市では固定資産税など比較的税収の安定した税目のウェイトが大きく、地方税収全体の変動が小さかったためである。法人も事業活動を行ううえで道路や上下水道の使用、ごみ処理など地方団体が提供する公共サービスの便益を受けており、応分の税を負担して然るべきである。04年4月から外形標準課税が資本金1億円以上の大企業に適用されること

になっているが、外形標準課税の早期定着化が望ましいと思われる。

歳出削減については、過去に発行した地方債の元利償還金である公債費や生活保護費などの扶助費等の増加はやむを得ないとしても、高止まり傾向にある人件費や、90年代に増加した補助費等や投資・出資・貸付金、繰出金などについては更なる削減が必要である。人件費の削減については、公共サービスの各分野において、NPO（非営利組織）などの外部組織を活用し、地方団体本体の経費負担を極力抑えていく工夫が求められよう。^{（注19）} また、90年代以降、交通事業や病院事業、下水道事業などの地方公営企業や、地方公社、第三セクターなどの経営が悪化し、普通会計からの資金援助が高水準となっている。これらの事業については、経営合理化努力とともに、その事業を地方団体が行うことの必要性や将来性などを十分踏まえて、事業のあり方を不断に見直ししていく必要がある。^{（注20）}

b．政策評価の定着化

歳出の抑制については、前節で述べた組織や制度の柔軟性の確保とともに、地方団体が行う各分野の行政事務を公共性や効率性などの見地から評価していくことが必要である。過去に重要性が高かった事業であっても、時間の経過とともに重要性が低下した事業等については、事業を縮小ないし廃止すべきであるし、公共性が高く地方団体にふさわしい事業であっても、事業実施に無駄がないかどうか、効率的に行われ

ているかどうかをチェックすることが必要である。

近年、こうした政策評価を行う手法が広がってきており、三重県や岐阜県などで実際にこうした評価が実施されている。たとえば、三重県の「事務事業評価システム」^{（注21）}は、住民を顧客と考えて顧客満足度の向上を志向するもので、個々の事務事業の目的を明らかにしてそれを数値化し、その事務事業を行った後の結果を重視し、結果を数値化された目標やそれに要した費用との対比において評価していくものである。具体的には、労働行政における職業訓練教育のような場合には「就業して活躍可能な能力のついた卒業生数」を数値目標とし、実際の結果を数値目標やそれに要した費用と対比しつつその事業全体を評価するものである。三重県の事務事業評価システムは95年から97年にかけて実施され、その成果は98年に県民に公表された。

c．受益と負担の対応関係構築のための 税財政制度見直し

しかし、こうした政策評価は、地方団体自らが個々の事務事業の公共性や効率性などを評価する手法として有益であるとしても、住民が自らの負担（納税）との関連で地方団体の活動を評価するには、さらに大きな枠組みが必要である。その事業が必要なものであり、かつ効率的に行われていたとしても、その事業をどの程度行うべきなのかどうかは負担との関連で考察されなければならない。その事業の遂行が地域住民に

とって望ましいことであるにしても、それを遂行するための費用(負担)が非常に大きいと住民が考える場合には、その事業を廃止するという選択も有り得るし、あるいは、住民にとって事業の重要性が高ければ、負担が大きくても事業を遂行するという選択もあり得る。その意味で、地方団体が行う事業を最終的に評価するのは、その事業から便益を受け、かつその費用を負担する地域住民であり、地域住民のそうした判断を可能とする受益と負担の対応関係が確立されなければならない。

こうした点から現状の地方財政制度をみると、受益と負担の対応関係が明確であるとは言い難い。地方団体の事業の遂行から受益を受けるのは、その地域に住む住民であるが、負担の方は、住民が負担する地方税は一部であり、地方交付税や国庫支出金など国から支給される(他の地域の住民が負担する)ものがある。他の地域の住民が負担する資金によって行われる事業であれば、その地域の住民は、これを拒む理由はなく基本的に歓迎である。したがって、地方交付税や国庫支出金などを財源に行われる事業は、受益と負担の対応関係によるチェック機能が働きにくく、歳出が膨張しやすい。現在、国家財政が大きな赤字状態にあり、地方交付税特別会計に巨額の赤字が累積していることは、こうした側面の一端を示しているといえよう。

地方財政システムのなかに、財政収支の均衡を取り戻す自動メカニズムを組み込むためには、納税者(負担者)でありかつ公共

サービスの受け手(受益者)である住民が、受益と負担の対応関係のなかから、地方団体の行政活動をチェックしていくことが可能なシステムにしていく必要がある。そのためには、住民に関係した公共サービスの実施が、極力その地域の地方団体の権限によって行われること(地方分権化)が必要であり、かつ、そうした公共サービスの実施にともなう費用が、その地域の住民の負担(地方税)によって賄われることが必要である。そのためには地方分権化の一層の推進とともに、国税を地方税に移譲して国庫支出金や地方交付税を削減する税財政制度改革が必要である。

大都市圏の地方団体の場合には、現在でも、歳出のうち地方税など自主財源で賄われる割合が多く、地方団体の活動を担う人材も豊富であり、分権化が進めやすい状況にある。大都市圏においては、地方分権の一層の推進を図り、税財源移譲などの税財政制度改革を早期に進めるべきであると思われ^(注22)る。

d．地方債市場によるチェック機能の構築

これまで述べてきたように、地方団体が行う個別事業については、その公共性や効率性を評価する政策評価システムが有効であり、地方団体全体の財政運営については、分権化の徹底と税源移譲を進めて、受益と負担の対応関係にもとづく財政運営のチェックシステムの構築が必要である。しかし、この二つのチェックシステムだけでは十分ではない。たとえば、現在の住民が

地域の経済活性化のために借入金（地方債の発行）による公共事業拡大を選択し、その地域の地方団体の債務を増加させたような場合に、その地域において、将来に大規模な人口流出などが生じた場合には、債務の履行が難しくなる可能性もあり得る。こうしたリスクをチェックするには、地方債市場におけるチェックシステムが有効である。市場において行われる地方債の将来にわたる信用力の評価などを通じて、地方団体の現在と将来にわたる財政運営をチェックすべきである。こうしたチェックを可能とするには、地方団体の地方債発行における公募債の比重を増やすことや、市場メカニズムが尊重される方向での市場整備を進めること、地方債発行団体が一層の情報開示を進めていくことなどが重要である。大都市圏の地方団体は、現在でも大部分が公募債発行団体であり、こうした環境整備が進めやすく、かつ、進めていくことが望ましいと考えられる。

（注19）たとえば、老人介護事業でのNPO法人の活用のほか、図書館運営をNPO法人に委託する（宮崎市）とか、コミュニティセンターの運営をNPO法人に委託するなどの様々な活用方法がある。

（注20）2003年2月7日付日本経済新聞によれば、政府は地方団体が行う水道事業を全面的に民間に開放する方針を固めたとの報道がなされている。

（注21）三重県の「事務事業評価システム」については、斉藤達三編『実践自治体政策評価』（ぎょうせい、99年）などを参照。

（注22）たとえば、財政力指数が一定水準を上回る大都市圏の都府県や政令指定都市に対しては、地方圏の道県や中小都市、町村とは切り離して、踏み込んだ地方分権化や税財源移譲を行い、自立した財政運営を認めていくことなども検討に値しよう。

< 参考文献 >

- ・総務省編『地方財政白書』各年版
- ・東京都『財政再建推進プラン』1999年7月
- ・東京都財務局「財政再建の取組状況と平成15年度予算編成」2002年7月
- ・大阪府「財政再建プログラム(案)」1998年9月
- ・大阪府「大阪府行財政計画(案)」2001年9月
- ・自治省財政局編『地方財政のしくみとその運営の実態』地方財務協会、1996年
- ・地方分権改革推進会議「事務事業の在り方に関する意見」2002年10月
- ・拙稿「町村財政と地方行財政改革」『農林金融』2002年11月号
- ・拙稿「地方交付税制度の改革」『農林金融』2002年4月号
- ・拙稿「分権化と地方財政再建」『農林金融』2002年1月号
- ・宮本憲一・小林昭・遠藤宏一編『セミナー現代地方財政』劉草書房、2000年
- ・吉岡健次著『戦後日本地方財政史』東大出版会、1987年
- ・小西砂千夫著『地方財政改革論』日経新聞社、2002年
- ・斉藤達三編『実践自治体政策評価』ぎょうせい、99年
- ・世古一穂「自治体とNPOのパートナーシップ」東京都市政調査会『都市問題』第91巻1号

（主席研究員 鈴木 博・すずきひろし）